

●香川県告示第408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年9月27日
- 3 指定道路の位置 丸亀市三条町字中村757番1、757番2及び地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 42.94メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。